

少年凶悪犯罪に対する青年の意識

——大学生，短大生を対象にしたケーススタディ——

佐藤 嘉晃

はじめに

少年非行は，戦後最高を記録した昭和58年以降，漸減ないし横ばいで，比較的落ちついた状態にあるというのがほぼ一致した見解であるといえる。

警察白書は刑法上の犯罪を6種に分類し，そのうち，強盗，殺人，放火，強姦の四罪を凶悪犯としている。

具体的な少年凶悪事件を昭和58年から現在に至る迄列挙すると，次のようになる。

少年非行集団による浮浪者傷害致死事件（横浜），高校生2人が日ごろ自分達をいじめる同級生を仕返しのため呼び出し殺人未遂事件（東京），中学生が放火9棟全焼（東京），オートバイを盗んだ高校2年生が職務質問をした警察官を殺害（長野），無職少年による持凶器両親殺害事件（北海道），中学2年生の女子2人による保母殺人事件（愛知），飲酒した中学3年生による教師傷害致死事件（青森），高校3年生がエアソフトガンで浮浪者を襲撃（大阪），高校3年生による教室内生徒傷害致死事件（愛知），美容師見習少女の同僚殺人事件（兵庫），無職少年による児童相談所職員傷害致死事件（青森），少年少女5人組が金ほしさにアベックを襲撃殺人（愛知），中2生が両親と祖母をめった刺しにして殺す。期末試験の成績や部活のさぼりについて小言をいわれたため（東京），少年数人が女子高校生を監禁，強姦，殺人，いわゆるコンクリート詰殺人事件（東京）

以上のように少年事件の残虐性が社会の注目を浴び，少年事件の凶悪化といった問題が論議されるようになった。

そこで，少年凶悪犯罪を現代の青年達はどのような意識をもってみているかを，以下に述べる6つの観点から調査するために本研究に着手した次第である。

方法

1. 被験者

東京都，埼玉県，神奈川県内に在学している大学生・短大生に対するアンケート調査を実施した。

2. 手続き

平成4年12月から平成5年1月にかけて講義の合い間に実施。別掲の調査用紙を使用した。

結果と考察

1. 単純集計

1) 凶悪犯罪少年に見られる個人的な性格要因で，重要と思うもの。

比較的多く選択された項目は，・情緒が非常に不安定である。・自己統制力が欠如している。
・衝動的傾向が強い。・我慢する力が弱いである。

特に，情緒不安定，統制力欠如，衝動的傾向が選択されているが，情緒不安定傾向については，非行研究の第1人者といわれるヒーリーやグリュック夫妻が反社会的行動を示しやすい子どもの人格特性の第1位にあげている。

2) 少年凶悪犯罪が発生する社会的背景のなかで重要と思うもの。

比較的多く選択された項目は，・高学歴社会が定着し，勉強のできない子どもが落ちこぼれと

Q1

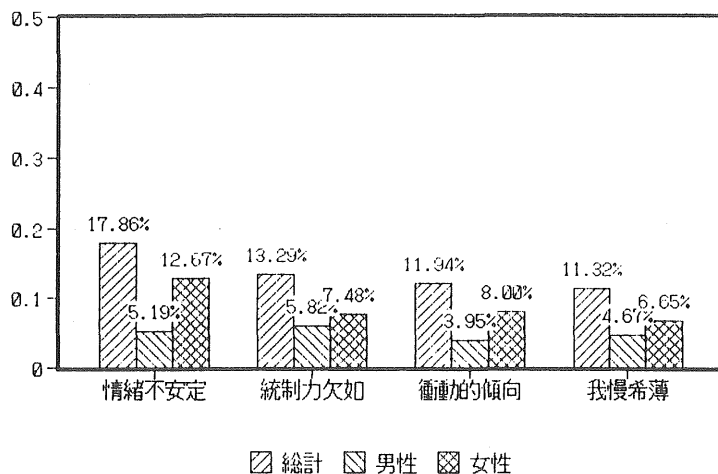


図1 Q1の集計結果

Q2

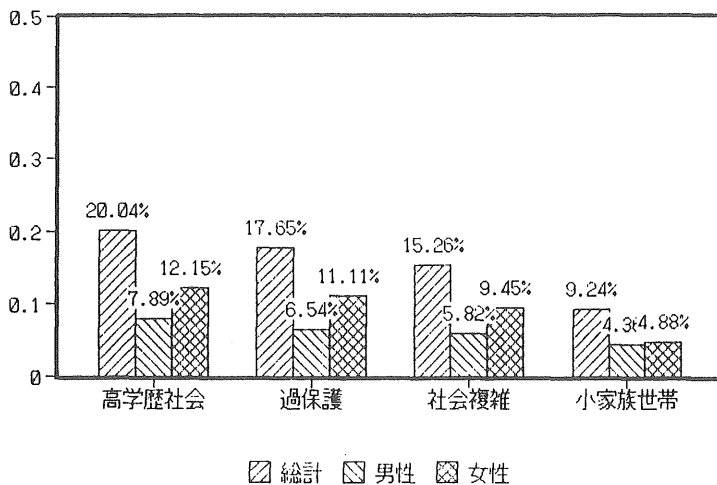


図2 Q2の集計結果

評価される。・子供の数が減少し、親が過保護に育ててしまう。・社会が複雑になりすぎてその中で自己を位置づけることが困難になってきた。・小家族世帯が増加することにより、他人との連携が弱まった。

この社会的背景のなかでは、高学歴社会、過保護、社会複雑などが選択されているが、今世の中でいわれている要因が皆含まれている。すなわち、高学歴社会におけるひずみ、少子化による親の過保護、複雑な社会で自己を位置づけることのむずかしさが含まれる。

3) 凶悪犯罪少年の個人的背景の中で重要と思うもの。

Q3

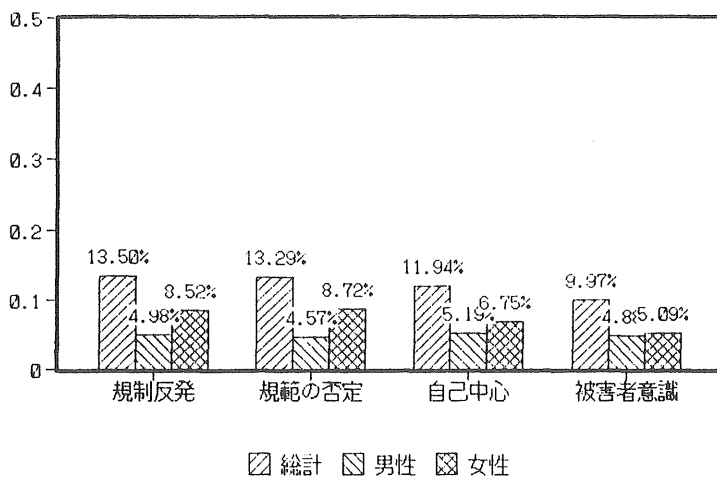


図3 Q3の集計結果

比較的多く選択された項目は、・規制に対する反発心が高い。・社会的規範に対する否定的態度が高い。・世の中のことは自分中心にしか考えられない。・被害者意識が高い。個人的背景では、規制反発、規範の否定、自己中心等の順で選択されているが、種々の規制や規範が多すぎる現状を考えるとこれらの意見には納得できる。自己中心は、自分中心のわがまま意識の反映と考えられる。

4) 少年凶悪犯罪防止のための社会的対策として重要と思うもの

比較的多く選択された項目は、・有機溶剤（シンナー・トルエン等）や覚醒剤の取締の徹底強化を行う。・青少年相談機関の充実及び増化をはかる。・非行の芽を早く摘むために少年法の適用年齢を引き下げる。・非行少年に地域社会における奉仕労働を課す。・社会的対策では、薬剤取締の強化、相談機関の充実増加、少年法適用年齢の引き下げ等が選択されている。薬剤取締については、シンナー・トルエン等の有機溶剤が青少年の間で蔓延している実状がある。又相談機関の充実強化については、相談所を増やし、スタッフの増員をはかることの必要性の反映である。少年法の引き下げは凶悪犯罪が減少していない現状を考えると十分検討する余地がある。

Q4

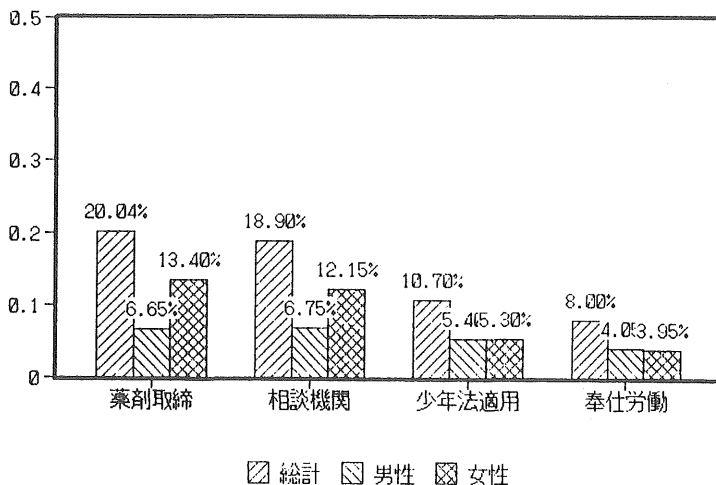


図4 Q4の集計結果

5) 少年凶悪犯罪防止のための個人対策として重要と思うもの。

比較的多く選択された項目は、・家族間の交流を密にすること。・自分から積極的に持った知的な好奇心を大切にさせること。・生活のリズムと目標を持たせ生きがい感を感じさせること。

個人対策では、家族間の交流を密にすると、知的な好奇心を大切にすること、生きがい感を感じさせる等が選択されている。会話の多い家庭ではお互いが理解し合えるので必要である。知的な好奇心を大切にすると生きがい感を感じさせるには、学校教育の知育偏重主義のあり方を変えていく必要性を示唆していると思われる。

Q5

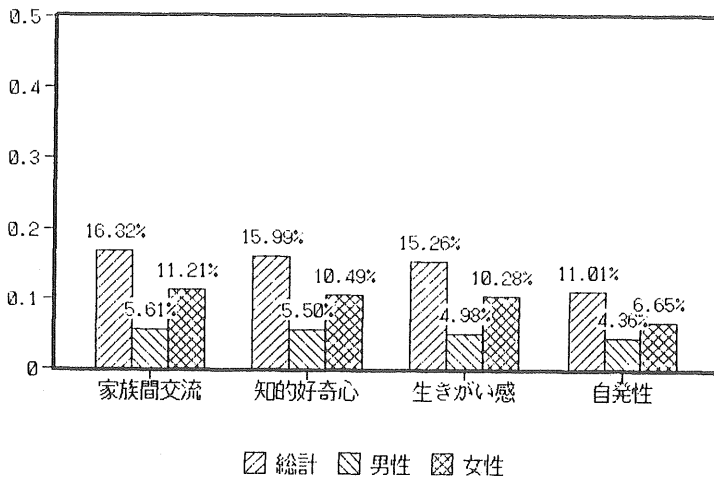


図5 Q5の集計結果

2. 男女別クロス集計

Q1 男性の1位は、自己統制力が欠如している。続いて、自己中心的傾向が強い。情緒が非常に不安定である。我慢する力が弱い順に選択されている。女性は、情緒が非常に不安定であるの項目に集中しているが、その他に、衝動的傾向が強い、自己統制力が欠如している。我慢する力が弱い順に選択されている。

情緒不安定が選択されたのは前述のとおり3人の学者の意見でも1位にあげられているので選択順位が高いのであろう。女性は、情緒不安定に選択が集中しているのは興味深い。

Q1 (男性)

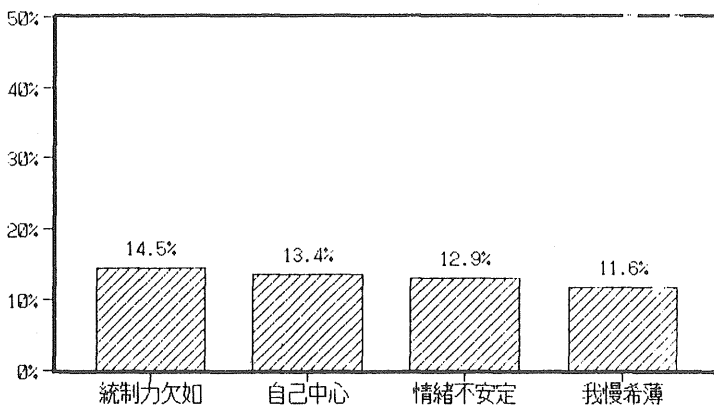


図6 Q1の男性の集計結果

Q1 (女性)

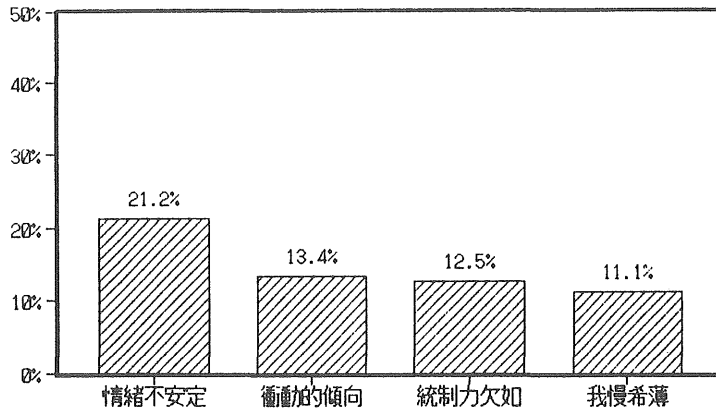


図7 Q1の女性の集計結果

Q2 男女共に選択順位は同じ傾向である。1位は、高学歴社会が定着し、勉強のできない子が落ちこぼれと評価される。2位は、子供の数が減少し、親が過保護に育ててしまう。3位は、社会が複雑になりすぎてその中で自己を位置づけることが困難になってきた。高学歴社会となっている現状、少子化にもなって親が過保護に育てている現状、社会構造が複雑化し、自分の位置づけがあいまいになっている現状が少年犯罪が発生する社会背景となっているという認識は男女ともに同一の認識であり、性差が認められなかった。

Q2 (男性)

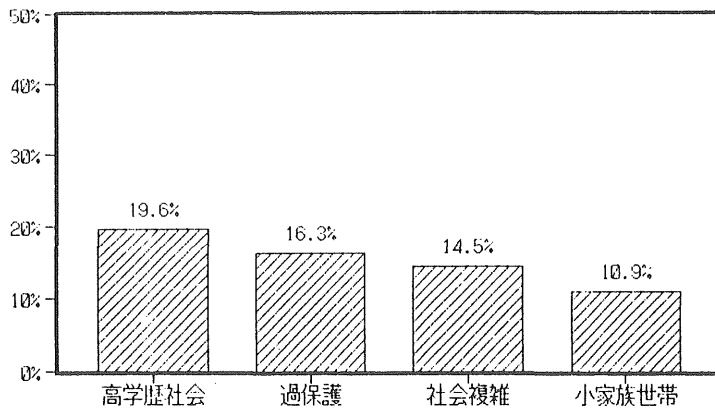


図8 Q2の男性の集計結果

Q2 (女性)

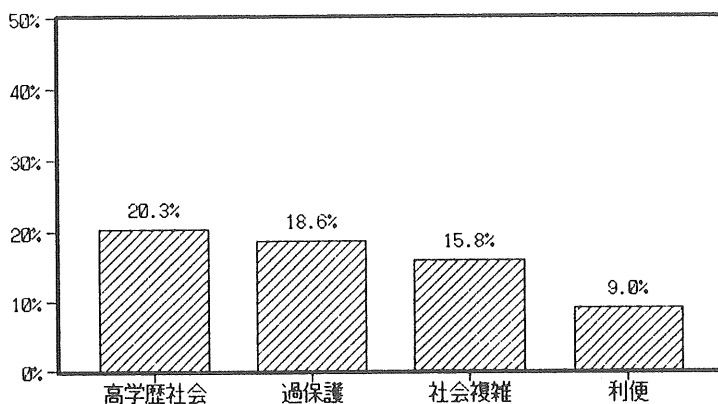


図9 Q2の女性の集計結果

Q3 男性の1位は、世の中のことは自分中心にしか考えられない。2位は、規制に対する反発心が強い。3位は、被害者認識が強い。女性の1位は、社会的規範に対する否定的態度が強い。

2位は、規制に対する反発心が強い。3位は、世の中のことを自分中心にしか考えられない。以上のように男女で選択傾向がちがっている。1位は男性は、自己中心であるのに女性の1位は、規範の否定であり、はっきり選択順位がわかれている。女性の方が規則違反に対して敏感なのであろう。

Q3 (男性)

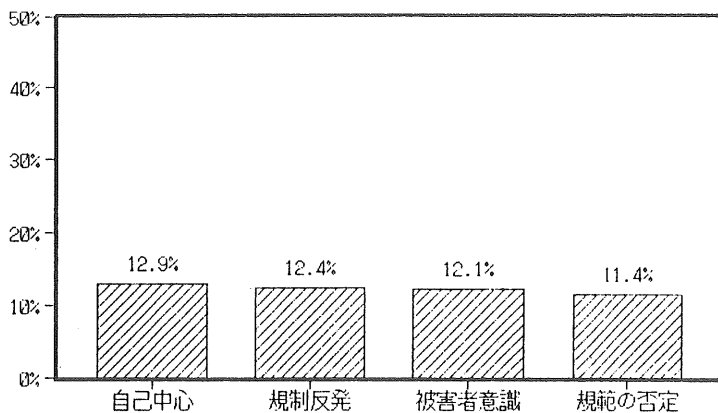


図10 Q3の男性の集計結果

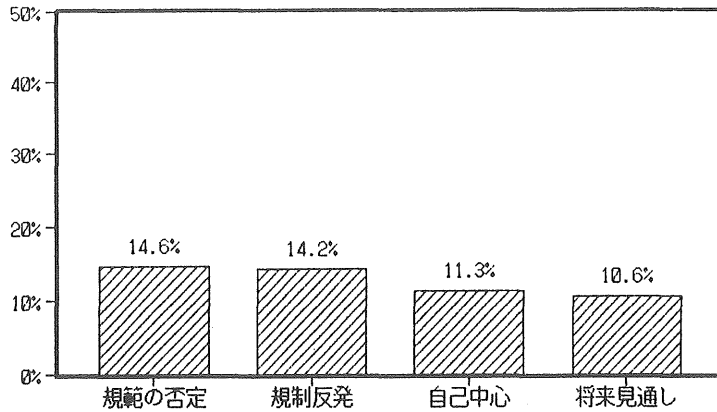


図 11 Q 3 の女性の集計結果

Q 4 男性の1位は、青少年の相談機関の充実及び増加をはかる。2位は、有機溶剤（シンナー、トルエン等）や覚醒剤の取締の徹底強化を行う。3位は、非行の芽を早く摘むために少年法の適用年齢を引き下げる。女性の1位は、有機溶剤（シンナー、トルエン等）や覚醒剤の取締の徹底強化を行う。2位は、青少年の相談機関の充実及び増加をはかるに集中している。

相談機関の充実・増加は、長年の懸案事項であり、選択順位が高いのはうなづける。薬剤の取締強化も選択順位が高いが前述した通り、青少年の間に蔓延している現状をとらえて選択されたのであろう。

Q4（男性）

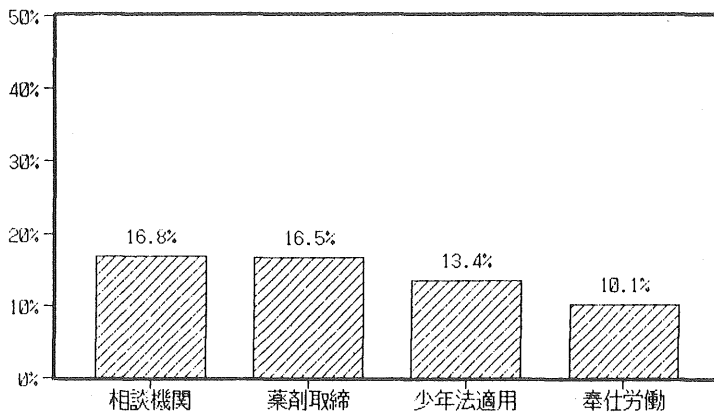


図 12 Q 4 の男性の集計結果

Q4 (女性)

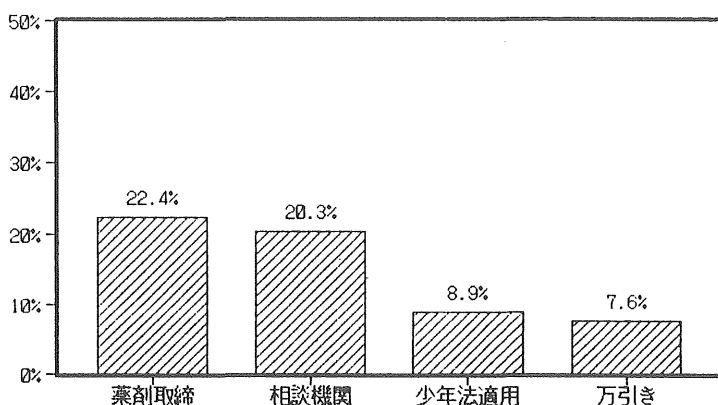


図13 Q4の女性の集計結果

Q5 上位3位までの選択順位は、男性、女性ともに同じである。すなわち、1位は、家族の交流を密にすること。2位は自分から積極的に持った知的好奇心を大切にすること。3位は、生活のリズムと目標をもたせ生きがい感を感じさせること。

家族間の交流を密にすること、知的好奇心を積極的に持つこと、生きがい感をもつこと等は、少年凶悪犯罪防止の個人対策として、男女ともに同一の認識であり性差が認められない。

Q5 (男性)

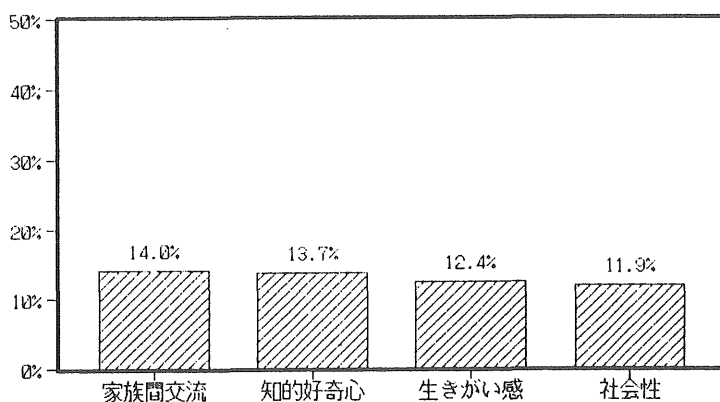


図14 Q5の男性の集計結果

Q5 (女性)

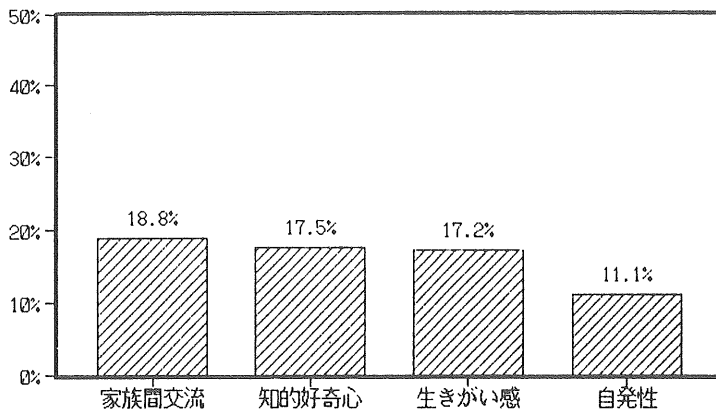


図 16 Q 5 の女性の集計結果

3. 個人的な性格要因と社会的背景のクロス集計

Q 1 で情緒が非常に不安定であるを選んだ人の分布をみると、高学歴社会が定着し、勉強のできない子どもが落ちこぼれと評価される、子どもの数が減少し、親が過保護になってしまう、社会が複雑になりすぎてその中で自己を位置づけることが困難になってきた、が選択されている。

Q 1 で自己統制力が欠如しているを選んだ人の分布をみると、高学歴社会が定着し、勉強のできない子どもが落ちこぼれと評価される。

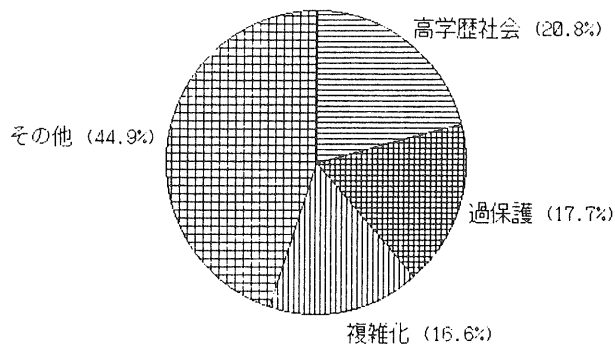


図 17 Q 1 で、情緒が不安定と答えた人のみ

子どもの数が減少し、親が過保護になってしまう。社会が複雑になりすぎてその中で自己を位置づけることが困難になってきた。が選択されている。

Q 1 で衝動的傾向が強いを選んだ人の分布をみると、高学歴社会が定着し、勉強のできない子どもが落ちこぼれと評価される、社会が複雑になりすぎてその中で自分を位置づけることが困難になってきた、子供の数が減少し、親が過保護に育ててしまう、が選択されている。

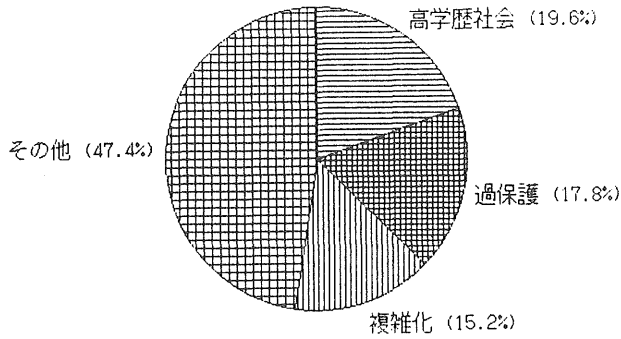


図 18 Q 1 で、自己統制力の欠如と答えた人のみ

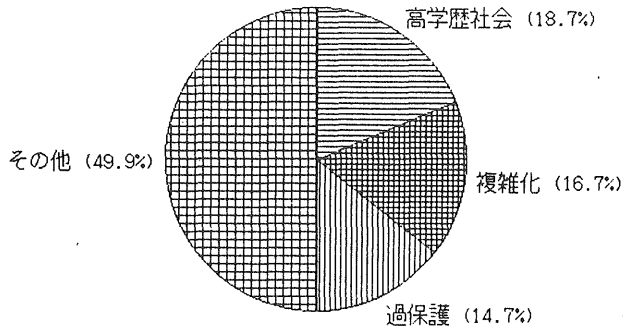


図 19 Q 1 で、衝動的傾向が強いと答えた人のみ

個人的性格要因の上位 3 位の項目即ち、情緒が非常に不安定である、自己統制力が欠如している、衝動的傾向が強い、は社会的背景で上位 3 項目即ち、高学歴社会が定着し勉強のできない子どもか落ちこぼれと評価される、子供の数が減少し、親が過保護に育ててしまう、社会が複雑になりすぎてその中で自己を位置づけることが困難になってきた、との相関が 2 割前後で相関率が高い。

4. 個人的な性格要因と個人的背景のクロス集計

Q 1 で情緒が非常に不安定であるを選んだ人の分布をみると、社会的規範に対する否定的態度が強い、規則に対する反発心が強い、自分の将来に対する見通しがうまく立てられない、が選択されている。

Q 1 で自己統制力が欠如しているを選んだ人の分布をみると、社会的規範に対する否定的態度が強い、世の中のことを自分中心にしか考えられない、続いて 3 項目が同列に並んでいる。自分の将来に対する見通しがうまくたてられない、被害者意識が強い、規則に対する反発心が強い、が選択されている。

Q 1 で衝動的傾向が強いを選んだ人の分布をみると、ほとんど同じ割合で規則に対する反発心

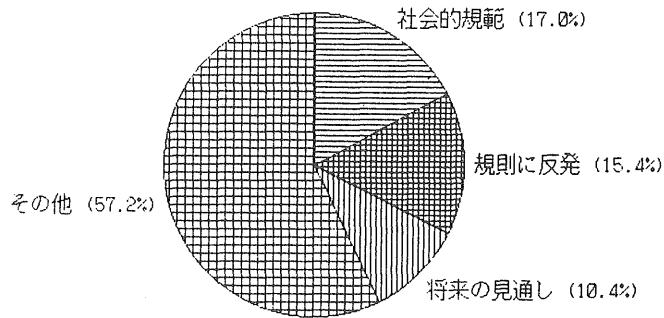


図 20 Q 1 で、情緒が不安定と答えた人のみ

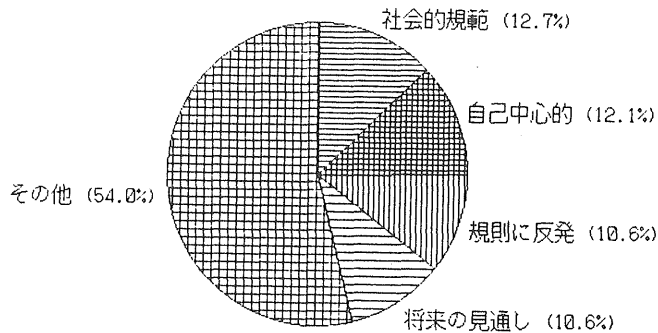


図 21 Q 1 で、自己統制力の欠如と答えた人のみ

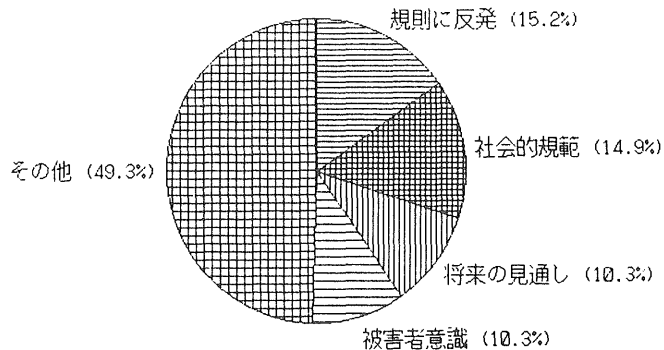


図 22 Q 1 で、衝動的傾向が強いと答えた人のみ

が強い、社会規範に対する否定的態度が強い、続いて同じ割合で自分の将来に対する見通しがうまくたてられない、被害者意識が強い、自己に対する否定的態度が強い、世の中のことを自分中心にしか考えられない、が選択されている。

個人的性格要因の上位3項目(前述)と個人背景との関連では、社会的規範に対する否定的態度は共通して上位に選択されているがあとはばらついている。ちなみに他に選択された項目を列挙してみると次のようになる。

世の中のことを自分中心にしか考えない、自分の将来に対する見通しがうまく立てられない、被害者意識が強い、規則に対する反発心が強い、自己に対する否定的態度が強い、世の中のことを自分中心にしか考えられない。

5. 個人的な性格要因と社会的対策のクロス集計

Q1で情緒が非常に不安定であるを選んだ人の分布をみると、青少年の相談機関の充実及び増加をはかる、有機溶剤（シンナー・トルエン等）や覚醒剤の取締の徹底強化を行う、が高い割合で選択されている。

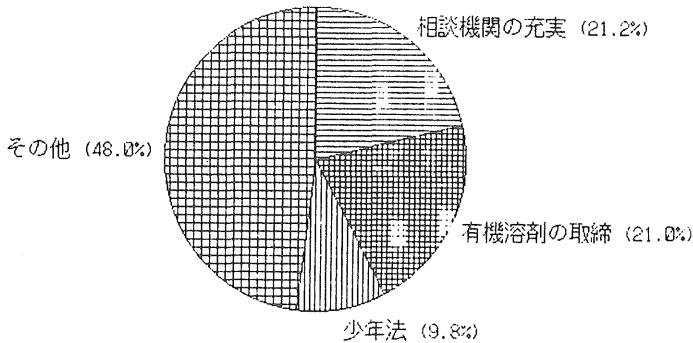


図 23 Q1で、情緒が不安定と答えた人のみ

Q1で自己統制力が欠如しているを選んだ人の分布をみると、有機溶剤（シンナー・トルエン）や覚醒剤の取締の徹底強化を行う、続いて青少年の相談機関の充実および強化をはかる、さらに続いて非行の芽を早く摘むために少年法の適用年齢を引き下げる、が選択されている。

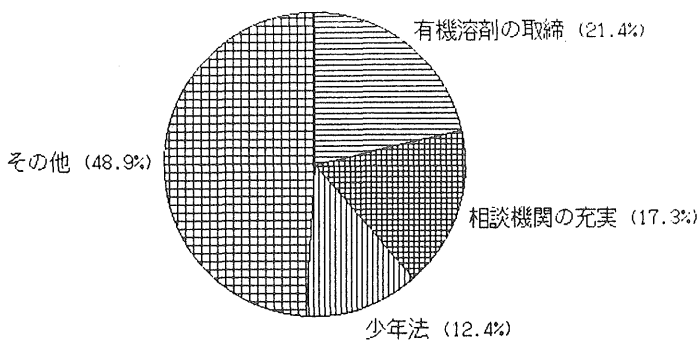


図 24 Q1で、自己統制力の欠如と答えた人のみ

Q1で衝動的傾向が強いを選んだ人の分布をみると、青少年の相談機関の充実をはかる、有機溶剤（シンナー・トルエン等）や覚醒剤の取締の徹底強化を行う、あとは選択の割合が低い。

個人的性格要因の上位3項目（前述）と社会的対策との関連では、青少年の相談機関の充実及び増加をはかる、有機溶剤（シンナー・トルエン等）や覚醒剤の取締の徹底強化をはかることの

2項目との相関が、2割前後で相関率が高くなっており、その他の項目との相関率は低い。

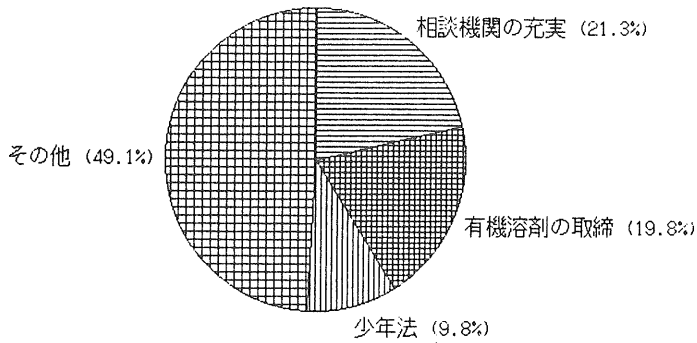


図 25 Q 1 で、衝動的傾向が強いと答えた人のみ

6. 個人的な性格要因と個人的対策のクロス集計

Q 1 で情緒が不安定であるを選んだ人の分布をみると、家族間の交流を密にすること、続いて自分から積極的に持った知的好奇心を大切にさせること、続いて生活のリズムと目標を持たせ生

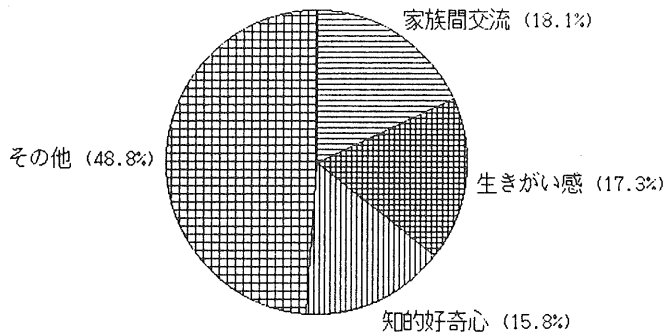


図 26 Q 1 で、情緒が不安定と答えた人のみ

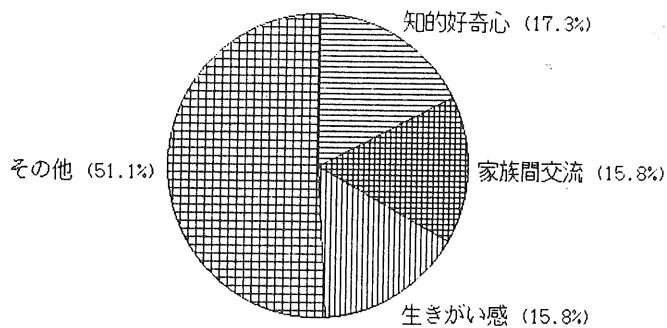


図 27 Q 1 で、自己統制力の欠如と答えた人のみ

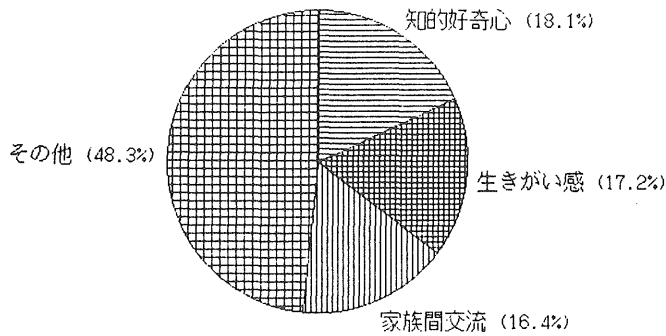


図 28 Q1で、衝動的傾向が強いと答えた人のみ

生きがい感を感じさせることが選択されている。

Q1で自己統制力が欠如しているを選んだ人の分布をみると、自分から積極的に持った知的な好奇心を大切にすること、続いて同じ割合で、家族間の交流を密にすること、生活のリズムと目標を持たせた生きがい感を感じさせることが選択されている。

Q1で衝動的傾向が強いを選んだ人の分布をみると、自分から積極的に持った知的な好奇心を大切にさせること、生活のリズムと目標をもたせた生きがい感を感じさせること、続いて家族間の交流を密にすること、が選択されている。

個人的性格要因の上位3項目（前述）と個人対策との関連では、上位3項目即ち、家族間の交流を密にすること、自分から積極的に持った好奇心を大切にさせること、生活のリズムと目標を持たせた生きがい感を感じさせること、が2割弱で相関率が高い。

まとめ

クロス集計分析の方法は多種ある。今回は個人的性格の要因を中心に分析を行った。

他の分析方法については、またの機会にゆずりたい。

参考文献

- 1) 家庭裁判所現代非行問題研究会編著 日本の少年非行 大成出版社 1979年
- 2) 安香宏 非行少年の人間像 有斐閣選書 昭和56年
- 3) 稲村博・小川捷之編著 非行 共立出版 1983年
- 4) 村田正次他著 臨床心理学 啓林館
- 5) 西村春夫 少年非行(1975~1988) ソフトサイエンス社
- 6) 砂川俊哉 最近の少年非行とその背景 ジュリスト No.960 1990 有斐閣

調査協力をお願い

私たちは、マス・メディアと少年犯罪の研究を行っているグループです。今回、少年非行と報道に関して皆様の考えをおうかがいしたいと思っています。

結果はすべて、統計的処理を行い、個人名や個人の解答が現われることはありません。皆様の考えに最も近いものをお答えください。

何卒宜しくご協力下さい。

| | |
|----------------|-------|
| 城西大学女子短期大学部助教授 | 佐藤 嘉晃 |
| 東海大学文学部教授 | 小川 浩一 |
| 電気通信政策総合研究所研究員 | 小川 恒夫 |

なお、この調査に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

〒 259-12 平塚市北金目 1117
東海大学湘南校舎文学部広報学科
情報社会課程 小川 浩一 研究室
☎ 0463-58-1211 内線 3114

あなたの

性別 男・女

年齢 () 才

所属 () 大学・短期大学

Q 1 以下にあげた凶悪犯罪少年に見られる【個人的な性格的要因】の中で、あなたが特に重要と思うものを、3つまで○をつけて下さい。

- 1 情緒が非常に不安定である
- 2 劣等意識が強い
- 3 自己統制力が欠如している
- 4 衝動的傾向が強い
- 5 自己中心的傾向が強い
- 6 うまいいかなかったことを他人のせいにする傾向が強い
- 7 不満感が非常に強い
- 8 我慢する力が弱い
- 9 じっくりモノを考えることをきらう
- 10 不和雷同的傾向が強い

Q 2 以下にあげた少年凶悪犯罪が発生する【社会的背景】の中で、あなたが特に重要と思うものを、3つまで○をつけて下さい。

- 1 小家族世帯が増加することにより、他人との連携が弱まった
- 2 子供の数が減少し、親が過保護に育ててしまう
- 3 その場限りでの楽しみを充足するようなさまざまな施設が氾濫している
- 4 高学歴社会が定着し、勉強のできない子供が落ちこぼれと評価される
- 5 情報が氾濫しすぎて自分に本当に必要な情報がみきわめられなくなってしまった
- 6 機械や物質を優先させる生活が定着してきた
- 7 価値基準が大きく変わってしまい親が子供のモデルになりにくくなった
- 8 世の中が便利になりすぎて自分の努力で物事を達成することが少なくなった
- 9 社会が複雑になりすぎてその中で自己を位置づけることが困難になってきた

Q 3 以下にあげた凶悪犯罪少年の【個人的背景】の中で、あなたが特に重要と思うものを、3つまで○をつけて下さい。

- 1 社会的規範に対する否定的態度が強い
- 2 自分の将来に対する見通しがうまくたてられない
- 3 被害者意識がつよい

- 4 自己実現のために前向きに行動する意欲の減退
- 5 悪いことは悪いからしないのだという気持ちが弱い
- 6 規制に対する反発心が強い
- 7 なんとかして人より目立とうとする気持ちが強い
- 8 不良文化に同調しやすい
- 9 自己に対する否定的態度が強い
- 10 世の中のことを自分中心にしか考えられない

Q 4 以下にあげた少年凶悪犯罪防止の為の【社会的対策】として、あなたが特に重要と思うものを、3つまで○をつけて下さい。

- 1 青少年の相談機関の充実及び増加をはかる
- 2 非行の目を早く摘むために少年法の適用年令を引き下げる
- 3 非行少年に地域社会における奉仕労働を課す
- 4 有機溶剤（シンナー・トルエン等）や覚醒剤の取締の徹底強化を行う
- 5 交通関係業務上過失致死傷と道交法違反の法的適用を厳格に行う
- 6 鉄砲・刀剣類取締法の法的適用を厳格に行う
- 7 万引きに対する取締りを強化する
- 8 暴力の原因となるアルコール中毒を積極的に予防する
- 9 親・兄弟に対する暴力の防止対策の充実強化をはかる

Q 5 以下にあげた少年凶悪犯罪防止の為の【個人的対策】として、あなたが特に重要と思うものを、3つまで○をつけて下さい。

- 1 生活のリズムと目標を持たせ生きがい感を感じさせること
- 2 友達づきあいをさせ、それを長続きさせること
- 3 自分から積極的に持った知的好奇心を大切にさせること
- 4 家族間の交流を密にすること
- 5 充実感を持った遊びを体験させること
- 6 地域社会との人間関係を深めること
- 7 子供の自発性を育てること
- 8 規範を整え、社会性を身につけさせること
- 9 成長に従った世の中のさまざまなしきたりを身につけさせるとこ

Q 6 あなたはニュースの情報源として、TVと新聞と週刊誌の中ではどれが一番【信頼】できると思いますか。該当するものを1つ選択して○をつけて下さい。

- 1 TV
- 2 新聞
- 3 週刊誌
- 4 どれもおなし程度
- 5 どれもだめ
- 6 どちらともいえない

Q 7 あなたはニュースの報道内容に関して、TVと新聞と週刊誌の各々についてどの程度【公平】と思いますか。それぞれについて該当する番号に○をつけて下さい。

TV (1)非常に公平 (2)まあ公平 (3)どちらともいえない (4)あまり公平でない
(5)まったく公平でない

新聞 (1)非常に公平 (2)まあ公平 (3)どちらともいえない (4)あまり公平でない
(5)まったく公平でない

週刊誌 (1)非常に公平 (2)まあ公平 (3)どちらともいえない (4)あまり公平でない
(5)まったく公平でない

SQ 1 それではこの3つの中では、どれが一番【公平】だと思いますか。
該当するものに1つ○をつけて下さい。

- 1 TV
- 2 新聞
- 3 週刊誌

Q 8 ニュースの報道の内容に関して、TVと新聞と週刊誌の各々についてどの程度【正確】であると思いますか。それぞれについて該当する番号に○をつけて下さい。

TV (1)非常に正確 (2)まあ正確 (3)どちらともいえない (4)あまり正確でない

(5)まったく正確でない

新聞 (1)非常に正確 (2)まあ正確 (3)どちらともいえない (4)あまり正確でない
(5)まったく正確でない

週刊誌 (1)非常に正確 (2)まあ正確 (3)どちらともいえない (4)あまり正確でない
(5)まったく正確でない

S Q 1 それではこの3つの中では、どれが一番【正確】だと思いますか。
該当するものを1つ選んで選択して下さい。

- 1 TV
- 2 新聞
- 3 週刊誌

Q 9 ところで、あなたは犯罪報道に関して、TVと新聞と週刊誌の各々についてどの程度【公平】であると思いますか。それぞれについて該当する番号に○をつけて下さい。

TV (1)非常に公平 (2)まあ公平 (3)どちらともいえない (4)あまり公平でない
(5)まったく公平でない

新聞 (1)非常に公平 (2)まあ公平 (3)どちらともいえない (4)あまり公平でない
(5)まったく公平でない

週刊誌 (1)非常に公平 (2)まあ公平 (3)どちらともいえない (4)あまり公平でない
(5)まったく公平でない

S Q 1 それではこの3つの中では、どれが犯罪報道に関して一番【公平】だと思いますか。

該当するものに1つ○をつけて下さい。

- 1 TV
- 2 新聞

3 週刊誌

Q10 あなたは犯罪報道に関して、TVと新聞と週刊誌の各々について、どの程度【正確】であると思いますか。それぞれについて該当する番号に○をつけて下さい。

TV (1)非常に正確 (2)まあ正確 (3)どちらともいえない (4)あまり正確でない
(5)まったく正確でない

新聞 (1)非常に正確 (2)まあ正確 (3)どちらともいえない (4)あまり正確でない
(5)まったく正確でない

週刊誌 (1)非常に正確 (2)まあ正確 (3)どちらともいえない (4)あまり正確でない
(5)まったく正確でない

SQ1 それではこの3つの中では、どれが犯罪報道に関し一番【正確】だと思いますか。
該当するものに1つ○をつけて下さい。

- 1 TV
- 2 新聞
- 3 週刊誌

Q11 あなたはTVと新聞と週刊誌の各々について【誤報の影響力】はどの程度であると思いますか。それぞれについて該当する番号に○をつけて下さい。

TV (1)非常にある (2)まあある (3)どちらとも (4)ほとんどない (5)まったくない

新聞 (1)非常にある (2)まあある (3)どちらとも (4)ほとんどない (5)まったくない

週刊誌 (1)非常にある (2)まあある (3)どちらとも (4)ほとんどない (5)まったくない

SQ1 それではこの3つの中では、どれが一番【誤報の影響力】があると思いますか。
該当するものに1つ○をつけて下さい。

- 1 TV
- 2 新聞

3 週刊誌

Q12 あなたはTVと新聞と週刊誌の各々に関して，【匿名犯罪報道の必要性】の程度はどの程度であると思いますか。それぞれについて該当する番号に○をつけて下さい。

- TV (1)非常にある (2)まあある (3)どちらとも (4)ほとんどない (5)まったくない
 新聞 (1)非常にある (2)まあある (3)どちらとも (4)ほとんどない (5)まったくない
 週刊誌 (1)非常にある (2)まあある (3)どちらとも (4)ほとんどない (5)まったくない

SQ1 それではこの3つの中では，どれが一番【匿名犯罪報道】の必要性があると思いますか。該当するものに1つ○をつけて下さい。

- 1 TV
- 2 新聞
- 3 週刊誌

Q13 あなたはTVと新聞と週刊誌の各々について，【凶悪少年犯罪の実名報道の必要性】はどの程度であると思いますか。それぞれについて該当する番号に○をつけて下さい。

- TV (1)非常にある (2)まあある (3)どちらとも (4)ほとんどない (5)まったくない
 新聞 (1)非常にある (2)まあある (3)どちらとも (4)ほとんどない (5)まったくない
 週刊誌 (1)非常にある (2)まあある (3)どちらとも (4)ほとんどない (5)まったくない

SQ1 それではこの3つの中では，どれが一番【犯罪報道】の必要性があると思いますか。該当するものに1つ○をつけて下さい。

- 1 TV
- 2 新聞
- 3 週刊誌

Q14 少年法では家庭裁判所で審判が開始された（成人の場合の起訴と同じ）少年事件の報道について，その者が当該事件の少年本人であることを推知することができるような記事・写真の掲載を禁止していますが，あなたはこのことを知っていましたか。

(*少年とは、20歳に満たない者をいう)

- 1 はい
- 2 いいえ

Q15 この少年法の規定をどう思われますか。

- 1 適切な規定と思う
- 2 審判が開始された時からではなく、少年逮捕の直後からこの規定を用いるべきだ
- 3 少年であっても、凶悪な事件を起こした者に対しては、その実名を報道することが許されるべきだ
- 4 わからない

Q16 前問で1から3に○をつけた方に対して伺います。なぜそのようにお考えになるのか以下の理由の中で最も近いものに一つ○をつけて下さい。

- 1 少年の場合はいかなる犯罪であっても教育的配慮が優先されるべきと考えるから
- 2 教育的配慮を最優先するのであれば、少年逮捕直後から彼のプライバシーは守られるべきだから
- 3 少年であっても、18歳以上の者に対しては、分別もありその実名を報道することが、被害者親族の感情にも合致し、また、社会に問題を提起し、社会的解決を図る上でも必要と思われるから

Q17 では、今後、少年犯罪に対する事件報道はどのようになるべきだと思いますか。

- 1 20歳未満の者の犯罪に対しては、一切、事件報道を禁止する
- 2 18歳以上の者に対しては、その罪質及び情状に照らして、その実名を報道することが許される場合がある
- 3 16歳以上の者に対しては、その罪質及び情状に照らして、その実名を報道することが許される場合がある。
- 4 わからない

Q18 死刑、懲役、禁固にあたる罪の少年事件について、家裁が、その罪質及び情状に照らして、

刑事処分相当と認め、検察官に送致した16才以上の者に対しては、61条の規定が該当せず、その実名を報道することが許される、という意見をどう思いますか。

- 1 適切である
- 2 20歳に満たない者に対しては、一律、報道しないことが望ましい
- 3 わからない

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。